

また、丸太が輸出される際、輸出港において輸出業者によって材積（JAS m³）による検量が行われ、この情報は個々の丸太に貼付された二次元バーコードで管理され、Docket 番号とひも付けされる。また、この情報は、携帯

写真 6.3 輸出丸太に貼付された
バーコードと読み取られた情報



資料：第一次産業省

モバイル機器の専用アプリで容易に参照可能である。一例を写真 6.3 に示す。この例では、以下のような情報が画面に表示されている。

Docket 番号、検量日及び検量者名、丸太情報（樹種、径級、長級、材積、皮付き有無等）、船舶名

写真左下部に示された「View Docket」を選択すると、該当する Docket の情報を参照でき、ごく一部³¹を除いて山元までのトレーサビリティを確認することが可能となっている。ただし、情報システムの違いから、バーコードは直接 Docket のシステムとはつながってはいない。

6-5-2-2 輸入木材貿易グループ（NZITTG）の取組

ニュージーランド輸入木材貿易グループ（New Zealand Imported Timber Trade Group。以下、NZITTG という。）は、1992 年に創設された、木材業者（輸入業者及び卸売・小売業者）及び環境保全団体（グリーンピースニュージーランド）から構成される団体で、第一次産業省がオブザーバーで参加している。ホームページによれば、木材業者は 15 社が加入している。

同グループは、第三者機関による認証林及びその他の持続可能な経営が証明された森林から生産される木材の輸入と関係者の理解の促進を目的とし、当初は熱帯産木材を輸入する業者のみで構成していたが、現在はすべての輸入木材を対象としており、輸入量の約 9 割をカバーしている。

熱帯産木材に関する取り組みにあたっては、段階的なアプローチとして、まず伐採の合法性（Verified Legal Origin, VLO）の確認から始め、次いで伐採以外を含めたプロセス全体の合法性（Verified Legal Compliance, VLC）、さらに FSC や PEFC 等の森林認証による持続可能性の確保と、順次より高い水準を求めていくこととしている。具体的な目標として、取り扱う輸入熱帯産木材はすべて産地における合法性が第三者によって証明されたものとし、さらに、持続可能性が第三者によって証明されたものを 85%以上とすることとしている。

また、取り扱う木材の合法性を第三者機関が証明するスキームには地域や国によって様々なものがあることから、これらのスキームの妥当性を評価する独自の基準・指標（criteria and indicator）を作成し、スコア表として評価しやすい方法で整理し、メンバーの用に供している。（6-6 付属資料参照）

³¹ 国内で一旦製材工場へ納入されたが何らかの理由で処理されず輸出にまわされた丸太等

具体的には、評価の視点として5つの基本原則（Principle）を設け、この下に18の規準（Criteria）と40の指標（Indicator）を定め、評価項目としている。基本原則1は「システムは完全にオープンかつ透明で、すべての関係者を含んでいる」、基本原則2は「システムの合法性基準の定義はわかりやすく明確で、地域コミュニティの権利、伐採権の付与や労働についての合法性、環境に関する規定等の主要な要素を含んでいる」、基本原則3は「信頼できる CoC が確保されている」、基本原則4は「より総合的な目的として社会面／環境面で責任ある森林管理の目標に資するもので、大企業による商業伐採を不当に優遇していない」、基本原則5は「監査の手続きは信頼性が高い」としている。

このうち、特に基本原則2（合法性基準）には8つの規準と21の指標があり、全体の半数を占める重要な部分となっている。ここで示された考え方は、合法性を構成する具体的な要素ないし要件を表しており、クリーンウッド法において事業者がリスクを特定し評価する際の参考になるものと考えられる。

なお、NZITTG の会員企業では、合法性や持続可能な森林経営を証明するスキームとして以下のものを利用している。

FSC、MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme)、Certisource、SGS、Smartwood、PEFC

また、NZITTG では、熱帯産木材のうち外構部材やウッドデッキ材等として利用量が多いメルバウ (*Intsia bijuga* ニューゼaland現地名 Kwila) については、森林認証材のみを扱うことを最終的な目標としている。しかしながら、その9割以上がインドネシアからの輸入であり、以前は合法性の証明すらないものもあったため、やむを得ない場合には第三者機関によって持続可能性が証明された木材を3VL Kwila(3rd party Verified Legal Kwila)として許容している。ただし、これはあくまで暫定的な取り扱いという位置づけであり、3VL Kwila の消費のプロモーションは限定的に行う³²など自主規制も行っている。

これらの取組みに関連して、ニューゼaland国内の主要なE-コマースプラットフォームの一つである Trademe では、メルバウ材を使用したアウトドア家具やウッドデッキ用木材の新品をネット販売する場合はPEFC又はFSC認証を取得したものに限り、証明書類の提示を求めている³³。

参考まで、近年のメルバウ製材品の輸入量は表6.21に示すとおり2~5千m³程度で推移しているが、その9割以上はインドネシアからである。これらは金額ベースで熱帯産木材製材品の約5割前後に相当している。なお、同期間の丸太輸入の実績はない。

³² http://nzittg.org.nz/news/details/vlo_telling_the_story.html

³³ <https://help.trademe.co.nz/hc/en-us/articles/360010959212-Banned-and-restricted-#kwila>

表 6.21 メルバウ製材品輸入量の推移 (m³)

年	輸入量	主要な輸入先	
		インドネシア	ソロモン諸島
2015	2,654	2,316	207
2016	3,863	3,570	134
2017	5,562	5,254	122
2018	4,213	3,833	61
2019	2,248	2,166	14
2020	2,962	2,937	11

資料：Stats NZ。ニュージーランドの HS システムの 4407291010
及び（下 4 ケタ）1027、4019、9019 の計